

件名：新型コロナウイルス感染症（隔離緩和月間の開始）

（ポイント）

- マドゥーロ大統領は、1日から、全土において、11月と12月を拡大緩和月間とすると発表しました。
- ベネズエラ政府は、公共スペースへの入場を制限する信号システムの導入を発表しています。

（本文）

1. 10月31日、マドゥーロ大統領は、1週間毎に隔離強化と緩和を実施する7+7政策を一時的に中断し、1日から、全土において、11月と12月を拡大緩和月間とすると発表しました。これにより、外出制限や越州制限等が緩和されることが見込まれます。

2. 一方、報道によれば、ベネズエラ政府は、公共スペース（ホテル、レストラン等）への入場に際し、赤、黄、青の信号になぞらえて、入場を制限する信号システム(Sistema semáforo)の導入を発表しています。導入時期など詳細は未定ですが、今後、ワクチン接種の有無に応じて制限される場合がありますので、ホテル、レストラン等を訪れる際には、予め確認することをお勧めいたします。

3. (1) ベネズエラ政府の発表によれば、10月31日の新規感染者数は912人、死亡者数は7人、累計感染者数は40万人以上、累計死亡者数は4,891人と、引き続き高い数値で感染が継続しています。また、変異株の拡大も懸念されます。

(2) 感染しないことがまず重要です。以下のような予防に努めてください

- ・手洗いの励行
- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(3) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

4. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>